## 平成19年1月15日 岡山県立東備養護学校 支援部だよりNO.26

## 新しい年が始まりました

皆様,年末年始はいかがお過ごしでしたでしょうか? 年を重ねるにつれ,1年があっという間に過ぎるようになりました。 しっかり目標をもって一日一日を大切に過ごしたいものですね。

今年は4月1日から従来の特殊教育制度が特別支援教育制度へと 転換していくという,節目の年です。

1月8日の山陽新聞にも,文部科学省の方針として

「障害児支援員3万人に 全公立小中へ配置可能」という記事が載っていました。

現在は約1万3千人だそうですから,倍以上に増員されるということで,改正学校教育法が4月から施行されるのに向けて,体制整備が図られていくようです。そのような流れの中で,養護学校(特別支援学校)がますますセンター的機能を発揮するよう求められます。

巡回相談に行けば行くほど,保育園・幼稚園,小・中学校や高等学校にも支援が必要な子どもたちがいるということが見えてきます。巡回相談に行くことができるコーディネーターの数が限られているなかで,いかに要請に応えていくか,また我々の専門性をどのようにして高めていくかが大きな課題であると考えています。

職員一同,力を合わせて進んでいきたいと思っておりますので,本年もどうぞよろしくお願いいたします。

## 学習コーチで変わる?学校教育法

具体的に学校教育法のどのような点が改正されたのか,教育時報9月号より概要をご紹介します。

- ○盲学校, 聾学校, 養護学校は障害種別を越えた特別支援学校に一本化する。
  - 盲・聾・養護学校が,複数の障害種別に対応することが可能な特別支援学校になります。しかし, どのような障害種に対応する学校とするかは,地域の実情に応じて,設置者が判断します。
- ○特別支援学校においては,在籍児童生徒等の教育を行うほか,小中学校等に在籍する障害のある 児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定。
  - 特別支援学校のセンター的機能がより明確になりました。
- 〇小中学校等においては,学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)等を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことを規定。

特殊学級や通級教室だけでなく,通常の学級でも障害に配慮した特別な支援を受けることが制度の中で保障されることになります。

教育時報9月号 巻頭論文 「特別支援教育の推進に向けて」 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官 樋口一宗 氏



より